

平成30年度第3回（第43回） 外務省契約監視委員会
議事概要

| | | |
|--------------------------|--|----------------------|
| 開催日及び場所 | 平成30年10月9日（火） 於：外務省202号会議室 | |
| 委員 | 委員長 中里 実 委員 中谷 和弘, 三笥 裕, 宮本 和之, 門伝 明子 | |
| 抽出案件 | | (備考) |
| 一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象） | 2/32 件 | 審査対象： 平成30年度第1四半期 |
| 一般競争方式（上記以外） | 2/113 件 | |
| 指名競争方式 | 0/8 件 | |
| 企画競争に基づく随意契約方式 | 2/78 件 | |
| 公募に基づく随意契約方式 | 0/24 件 | |
| その他の随意契約方式 | 4/227 件 | |
| 合 計 | 482 件 | |
| | 意見・質問 | 回 答 |
| 委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等 | 別紙のとおり。 | 別紙のとおり。 |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |
| その他 | 会計課調達官より「平成30年度外務省調達改善計画」上半期の自己評価について今後の進め方等説明し、委員より了解を得られた。 | |

別紙

| 委 員 | 外 務 省 |
|--|--|
| <p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>②－96：「外交史料館所蔵史料インターネット 検索システム脆弱性診断」業務委嘱</p> <p>○予定価格に対して落札率が22.3%と低いが、 理由をどのように考えるか。参考見積の金額を どう評価しているか。</p> <p>○こうした診断はどの程度の頻度で行う予定か。</p> <p>○今回の契約額で必要とした業務は実施できた のか。見つかった脆弱性の対応は同じ業者が行 ったのか。また、再診断も本契約額に含まれて いるのか。</p> <p>④－44：「外国メディア向けプレスツアー」業 務委嘱</p> <p>○この事業はいつから行っているのか。</p> | <p>●受注することを優先した金額である可能性が 考えられる。参考見積は本業務の実施に必要な 技術的要素を踏まえて積算させたものであり、 妥当なものと考えている。</p> <p>●随時脆弱性情報が公開される中、できるだけ 短いサイクルで実施することが望ましいが、 費用対効果も考慮し、できれば年に一回程度 の頻度で実施したいと考えている。</p> <p>●診断のための事前のヒアリング、必要な調整 の実施、診断結果報告書の提出、内容の説明 等、仕様書に則した業務が実施された。指摘 があった脆弱性の対応はシステムを開発した 業者が行い、本件契約業者は、本契約額でそ の結果を確認する再診断を行った。</p> <p>●事業自体は数十年前から昨年度まで公益財団 法人フォーリンプレスセンターへの委託事業の 一つとして実施してきたが、事業受注の競争性</p> |

| 委 員 | 外 務 省 |
|---|--|
| <p>○本年度はこれまでと異なる業者が受注したのか。</p> <p>○資格要件に通訳実績や国際儀礼，歴史，文化等の知識が定められているが，どのように確認するのか。</p> <p>○航空券は別の業者の方が安くなるのではないのか。</p> <p>⑥-196：「『ロシアにおける日本年』『日本におけるロシア年』開会式における鏡開き」業務委嘱</p> <p>○見積額のうち，ナレーター及び甲冑武具の輸出入費用が高額と思うが，算出根拠について。</p> <p>○運送業務については再委託の手続きを行ったか。</p> <p>⑥-207：外務大臣主催「イフタール」の開催に係るケータリングサービス」業務委嘱</p> <p>○仕様書にカッコ書きで「ハラールでの対応も検討ください」としているが，ハラールとして手配しなくて問題ないのか。</p> <p>○毎年開催を予定しているものなのではないか。</p> | <p>を高めるため，本年度から独立した事業として企画競争に移行した。</p> <p>●説明会には3者が参加したが，結果として今までと同様の業者のみの応札であった。理由の一つとして，説明会から企画書提出までの期間が短かったことが考えられるので，来年度は期間をより長く設定したいと考えている。</p> <p>●通訳実績や語学力については，過去の実績や資格試験の点数で判断。国際儀礼，歴史，文化等の知見については，試験・資格等ではなく，提出された企画書の内容により判断した。</p> <p>●本件は本年度から独立した事業としたところ，ご指摘の点も踏まえ，来年度以降精査していきたい。</p> <p>●ナレーターは著名人に依頼する前提で費用の算出を行い，また甲冑武具の輸出入費用は運送業者の概算見込み額によるもの。</p> <p>●然るべく手続をした。</p> <p>●各ホテルへ依頼を行う時点で時間的余裕がなかったことから，間口を狭くすると応札業者が見つからない可能性があったため，「検討」とした。</p> <p>●平成17年から過去13回開催されており，2回を除き，総理主催で行われているが，本年は総理の日程が最終的に調整できず，急遽，外務大臣主催の行事となった。</p> |

| 委 員 | 外 務 省 |
|--|---|
| <p>⑥-21：「在コンゴ（民）大使館他7公館のインターネットサービス（VSAT）一式の賃貸借及び運用保守」業務委嘱</p> <p>○今回受注した会社以外、サービス可能な者はないとのことだが、他の在外公館でも似たような設備が必要になる場合の対応について。また、公館によって金額に差があるが、どのような理由によるものか。</p> <p>○本契約は単年度となっているが、複数年度契約の方がコストを抑えられるのではないか。</p> | <p>●今回対象の8公館以外の在外公館では、現地契約と本省一括契約の2種類に分かれている。本省一括契約の相手方は同様の対応となる。また、金額の差については、VSAT回線を増速して対応した際に、その借料を両者に按分するとき生じたものである。</p> <p>●契約は単年度であるが、LAN回線に準じる形で5年間は使い続けるという条件で利用料が算出されている。</p> |
| <p>⑥-174：「中国国務院総理一行の訪日に係る防弾車輸送」業務委嘱</p> <p>○本契約には輸送費の他にメンテナンス契約も含まれているのか。</p> <p>○随意契約とした理由について。</p> | <p>●本契約は輸送費のみである。</p> <p>●接遇専用車は外国要人等が使用するものであるため、要人の安全確保の観点から、車両輸送は納入元と随意契約を結んでいる。</p> |
| <p>①-5：「次期在外経理統合システム用在外公館設置機器類の賃貸借・保守」業務委嘱</p> <p>○本件調達では、ウィルス対策ソフトの製品が指定されているがその理由について。</p> <p>○現在次期システムの開発を行っているとのことであるが、運用開始時期に遅れは生じないか。また、運用開始後の保守を行う業者選定は、競争入札を行うことができるか。</p> | <p>●外務省全体で導入している製品と同一とする必要があったため、製品を指定した。</p> <p>●多少の遅れが生じたが、来年度の運用開始には間に合う予定である。次期システムは、フルクラッチにて製造しているため、開発業者以外の業者の参入が難しい事案ではあるが、できる限り競争性のある調達方式にて選定できるようにしたい。</p> |
| <p>④-6：「公邸料理人の募集、育成、渡航等支援」業務委嘱</p> <p>○業務の内容について、派遣先の国に人を確保するまでが契約範囲となっているのか。</p> | <p>●本事業は、料理人を登録→紹介→経験の浅い料理人に対して研修を行っている。講習は、</p> |

| 委 員 | 外 務 省 |
|--|--|
| <p>○どのくらい料理人を派遣しているのか。</p> <p>○料理人になるための要件はあるのか。</p> <p>○育成事業をタイで行う理由について。</p> <p>①－２８：「外務省本省庁舎電気供給」業務委嘱及び</p> <p>②－６７：「外務省本省庁舎ガス供給」業務委嘱</p> <p>○電力とガスを抱き合わせた契約は行わないのか。</p> <p>○他省庁共同での調達はないのか。</p> <p>○予定使用電力量によって参入業者が増減することはあるか。</p> <p>○LED化を行うと電力量は削減できるのか。</p> | <p>タイ人料理人の育成であり、３ヶ月程度期間の懐石料理などの実習を行っている。</p> <p>●公館長の発令に併せて年間平均６０人前後新たに派遣している。新規登録者数は減少しており、一昨年は１００名程度の登録があったが、昨年は新規で登録したのは５０～６０名。</p> <p>●調理師免許があること又は、レストランで調理経験を５年以上有する者を目安としている。</p> <p>●２５年間行っている事業。事業開始当時いくつか候補があり、その中から総合的に判断し決めた。</p> <p>●電力の調達は環境配慮契約法の裾切り方式に則って入札手続を行っており、同法においてガスも含めた契約方式が定められていないことから、別々での契約を行っている。</p> <p>●他省庁からの申出はなく、例年当省のみで手続を行っている。</p> <p>●予定使用電力量が低くなれば、規模の小さい企業でも参加できる可能性はあるが、同電力量は直近１年間の実績値を基に算出していることから、変動することは困難である。</p> <p>●当省内の照明は設置後１５年を経過おらず、交換の対象となっていないが、まもなく１５年を経過することから、予算要求を行う予定である。節電した分は次回契約に反映されることになる。</p> |